

# 法定後見の申立て手続き

# 1. 成年後見人の申立（家庭裁判所へ）手続きの流れ

## 《 申立人 》

本人，配偶者，4親等内の親族，成年後見人，任意後見人，任意後見受任者，成年後見監督人等，市区町村長，検察官

## 《 申立準備（書類の作成準備） 》

1. 申立書
2. 親族関係図
3. 申立事情説明書
4. 診断書（成年後見制度用）、診断書附票
5. 本人情報シート
6. 財産目録、収支状況報告書
7. 後見人候補者事情説明書
8. 親族の同意書
9. その他必要書類

\*後見・保佐・補助開始申立てセット（家庭裁判所書式参照）

## 《 申立書提出・面接予約 》



1. 申立書の事前提出
2. 提出後面接日を予約する

## 《 面接 》



1. 予約時間に出頭
  - ・ 申立人及び後見人候補者出頭。本人は可能であれば出頭。  
(不可の場合は訪問面接可)
2. 面接
  - (1) 追加書類の指示、鑑定を要する場合はその指示等をする。  
\* 申立の前に、主治医に対して、鑑定を引き受けてくれるか、また費用についての意向などを確認しておくとい。
  - (2) 本人の流動資産が多額の場合 (概ね1,200万円以上)
    - ① 後見制度支援信託の利用
    - ② 後見制度支援信託の利用
    - ③ ①又は②を利用しない場合は専門職後見人又は専門職後見監督人を選任する

## 《 審判 》



後見の開始に係る判断を行うことを後見開始の審判という。

1. 審判書が成年後見人に届いてから2週間以内に、不服の申立てがされなければ、後見開始の審判の効力が確定します。
2. 申し立てから約1カ月～2カ月程度（鑑定が必要な場合は3カ月程度）

## 《 後見の登記 》



審判が確定すれば審判の内容を登記してもらうため、裁判所から東京法務局に登記の依頼がされます。この登記は後見登記と呼ばれており、後見人の氏名や後見人の権限などが記載されています。

後見登記は裁判所が依頼してから2週間程度で完了し、完了後に後見人へ登記番号が通知されるので、通知された登記番号をもとに法務局で登記事項証明書を取得しましょう。

## 《 成年後見人の事前実施準備 》

- ① 審判後2週間で確定した後、速やかに記録を謄写する（但し自らが申立代理人の場合は、通常記録を保有していることから必要ない）
- ② 審判確定後、2週間程度で登記がはいるため、その後登記事項証明書を取り付ける。（但し、確定後早期に着手する必要があるときは、確定証明書と取り付ける）
- ③ 申立人と面談引き継ぎ

## 《 成年後見人の業務開始 》

- ① 申立人から引き継いだ預金口座等の後見登録設定
- ② 年金事務所、税務署、保険会社等への連絡
- ③ 審判日から2ヶ月以内に裁判所に対して初回報告をする（財産目録、年間収支予定表作成）要式は必ず家庭裁判所の「後見サイト」を参照し使用すること。

## 2. 成年後見の申立にかかる費用

申立ての際は以下の費用が発生します。この費用については申立人が用意します。

項 目	金 額
申立手数料	800円
連絡用の郵便切手代	3千～5千円程度
後見登記手数料	2,600円
本人の診断書の作成手数料	1万円程度
本人の成年後見等に関する登記がされていないことの証明書の交付手数料	300円
鑑定費用（家庭裁判所によって鑑定が必要と判断された場合）	10万円程度

\*その他住民票・戸籍謄本・印鑑証明等の実費及び専門家への契約作成業務を依頼する場合は報酬費用が別途必要となります。

### 3. 権利擁護に係る行政・関連機関の支援ネットワーク

#### (1) 成年後見制度の市町村長の申し立てと利用支援事業

成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立経費や後見人の報酬を負担できないなど、さまざまな理由で利用できない人がいます。このような人々の成年後見制度の利用を**公的に支援する制度**があります。

#### ① 市町村長申立権

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、**本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合**など、**特に必要があるときは市町村長が申し立てすることが**できます。

#### 《申立の範囲》

- ・ 4親等内の親族がいない場合
- ・ 4親等内の親族がいても、音信不通だったり、申立を拒否している場合
- ・ 虐待等の理由により、親族による申立が適当でない場合

## ② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立費用、後見人の報酬等の費用負担が困難なため利用することができない場合に、市町村から必要な費用について補助を受けることができます。

市町村の任意事業のため担当課にお問い合わせ願います。

## (2) 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業

判断能力が不十分であるために日常生活を営むのに支障があるものの、**日常生活自立支援の利用契約を締結す能力を有することが制度を利用する条件**となります。

### 《支援内容》

- ① 福祉サービスを安心して利用するための支援
- ② 毎日の生活に欠かせない、お金の出し入れの支援
- ③ 日常生活に必要な事務手続きの支援
- ④ 大切な通帳や証書などの保管支援等

\*詳細はお近くの社会福祉協議会にお問い合わせ願います。